

各種問い合わせ窓口

1. 民生委員・児童委員協議会委員名簿

地区名	氏名	担当地区	連絡先
きよみ野西(北)	田中 公明	きよみ野三丁目 10 から 24 番地	吉川市役所
きよみ野西(中央)	伊勢谷 英子	きよみ野二丁目 14 番地三丁目 1 から 9 番地	地域福祉課
きよみ野西(南)	伏見 伊充	きよみ野二丁目 1~13 番地、15~29 番地	地域福祉係
きよみ野東(南)	欠員	きよみ野一丁目、四丁目ウッドパーク	(電話) 982-9548
きよみ野東(北)	伊東 孝	きよみ野五丁目	(FAX) 981-5392
きよみ野東(西)	成田 千鶴	きよみ野四丁目サンクタススクエア及びゼファー	
きよみ野東(南)	竹林 麻紀	きよみ野四丁目 2 から 19 番地	

※吉川市ホームページより抜粋

2. 放置自転車を発見した際の問合せ先

- 該当年度の「自治会役員」へご連絡下さい。
- 自治会役員から防災防犯役職長へ連携し、吉川市役所へ連絡致します。

3. 外灯の電球切れを発見した際の問合せ先

- 該当年度の「自治会役員」へご連絡下さい。
- 自治会役員から防災防犯役職長へ連携し、吉川市役所へ連絡致します。

4. 街路樹が伸びるなどして交通の妨げとなっている際の問合せ先

- 該当年度の「自治会役員」へご連絡下さい。
- 自治会役員から環境役職長へ連携し、吉川市役所へ連絡致します。

5. 自治会員または同居家族の訃報

- 該当年度の「自治会役員」へご連絡下さい。
- 自治会役員から総務役職長へ連携し、細則に則り弔慰金の手続き等を行います。

6. 会員世帯が 75 歳以上で構成され、役員活動が困難な場合の問合せ先

- 該当年度の「自治会役員」へご連絡下さい。
- 自治会役員から総務役職長へ連携し、細則に則り役員免除申請の手続き等を行います。

7. 自治会内で新たなサークル活動を開始したい場合の問合せ先

- 該当年度の「自治会役員」へご連絡下さい。
- 自治会役員から会長へ連携し、サークル代表者に活動内容などの確認を行います。

8. 自治会内の活動について広報（回覧・掲示板への掲示）を行いたい場合の問合せ先

- 該当年度の「自治会役員」へご連絡下さい。
- 自治会役員から広報役職長または会長へ連携し、広報内容の確認を行います。